

平成30年度 第1回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 平成30年8月28日(火) 午前10時から
- 2 開催場所 春日井市役所 第3委員会室
- 3 出席者 委員
会長 木全 和巳(日本福祉大学)
副会長 田代 波広(尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)
戸田 三保子(春日井市肢体不自由児・者父母の会)
河野 まゆみ(春日井市手をつなぐ育成会)
黒川 修(春日井地域精神障害者家族会むつみ会)
市川 潔(春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会)
水野 貴美子(春日井保健所)
川島 さとみ(春日井公共職業安定所)
伊藤 徹(春日台特別支援学校)
岩谷 直子(公募委員)
志村 美和(公募委員)
服部 千鶴子(公募委員)
オブザーバー 綱川 克宜(尾張北部圏域地域アドバイザー)
望月 太郎(基幹相談支援センターしゃきょう)
事務局 健康福祉部長 山口 剛典
障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 清水 栄司
同課長補佐 黒田 重喜
同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
同認定給付担当主査 鈴木 亜也子
同主任 山村 真由
同主事 井上 大輔
傍聴者 5名
欠席 石黒 丞(春日井市社会福祉協議会)
長嶺 賢(愛知県心身障害者コロニー)

4 議題

- (1) 第4次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について
- (2) 重点目標について
- (3) その他の課題について

5 配付資料

- 資料1 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿
- 資料2 第4次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況
- 資料3 計画相談支援に係るスケジュール
- 資料4 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 資料5 障がい者虐待の通報・届出状況について

6 議事内容

【事務局】(あいさつ)

(野田由美江委員死去による黙祷 委嘱状交付 新委員の紹介 任期の説明)

【事務局(部長)】(あいさつ)

【新委員】(あいさつ)

【事務局】(会議成立の要件等の報告、資料確認)

【事務局】 それではこれより議事に入りますが、ここからの議事進行は木全会長にお願いいたします。

【木全会長】 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、新しい委員の方についてもよろしくお願いいいたします。今年度は、昨年度までに作成しました第4次春日井市障がい者総合福祉計画に基づく進捗状況管理を行いつつ、国から新しい施策が出た場合にはそれらを受け止めながら3年間進めていくこととなります。また、次回からは委員の皆様にも計画冊子をお持ちいただき、時々振り返りながら進捗管理等を行っていきたいと思います。計画は作って終わりではなく、会議の中で計画を振り返ることがとても大事だと思いますので、埃を被らせるのではなく、次期計画作りも含めて進めていければと思います。

始める前に、私の方から3つお話しさせてください。1つ目は、国の方で障がい者雇用の水増し問題がありました。水増しにより、本来そこで働くべき方々の職を奪われてしまっています。当たり前なのが当たり前に行われるように、こういう問題が無いようにしていくことが改めて大事だと感じています。

2つ目は、冒頭にありましたとおり、身体障がい者である野田委員が亡くなりました。自立支援協議会もそうですが、障がい者施策推進協議会の場に、もう少し当事者に近い方々の声を含めていきたいと考えています。具体的にはまず自立支援協議会において、軽度の知的障がいの方や社会的活動が可能な精神障がいの方についても参加いただき、彼らの意見を聞き、受け止め、彼らにも力をつけてもらいながら一緒に考えてもらうという在り方・文化が根付いていくと本当に良いと感じています。障がい者施策推進協議会についても、そのように力をつけてきた彼らの代理人の高齢化や人手不足により、声なき声が消されてしまうことがあると思うのです。ですから、若い人たちも含め、当事者や当事者の代表者にも参加していただき、彼らの声を受け止めながら運営をしていきたいと考えております。

最後に、今回は厚生労働省が出した意思決定ガイドラインを資料に入れさせていただきました。私はとても大事なものだと考えておりますので、春日井市でも是非、ガイドラインを受け止めながら支援の実施を一緒に作っていただければと考えております。

本日の議題は、全体の進捗状況と重点目標のところ为中心となります。事務局からご報告をいただきながら、皆様のご意見等をいただきつつ、次に繋げていきたく思っておりますので、よろしくお願いたします。

<議題（１） 第４次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について>

【木全会長】 早速ですが、議事の方に入らせていただきたいと思います。お手元の次第に沿って進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず、議題（１）第４次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について、事務局からご説明いただきます。

【事務局】 （議題（１）第４次春日井市障がい者総合福祉計画の進捗状況について、資料２に基づき説明）

【木全会長】 ありがとうございます。ただいまご説明していただきましたが、議題（２）及び（３）に関連するところ以外で皆様の方からご質問等ありますでしょうか。

【黒川委員】 「１ 生活支援」「①障がい福祉サービスの充実」「ア 居宅介護、生活介護等の事業拡大や受け入れ体制の充実」の平成30年度進捗状況において、「日中活動事業所の資源調査を実施」したと書いてあり、数年前に事業所の活動を実施し、地図とリストの資料をいただいたことを覚えております。今回、量的・質的な調査を８月までの過去形で実施したとありますが、その資料が付いていないことから、量的・質的な調査はこれから実施しますということでしょうか。また、量的なものにつきましては事業者登録情報で確認可能と思われませんが、質的なものについて、特に各事業所の人員の体制がどうなっているのか、通所者の状況がどうなっているのかということについて、そしてどういうことを重点にされているのかということ、調査結果に基づいて提示をしていただきたいと思います。

【木全会長】 調査の進捗状況について、ご説明をお願いします。

【事務局】 ご質問がありました、日中活動事業所の資源調査についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、平成30年６月に調査を実施し回答をいただいております。現在は分析・検討を行っているところです。これは毎年実施しているもので、平成29年度についても結果をホームページ等で公表しております。内容については、まずはどこのどういったサービスの事業所が、春日井市内のどの場所にあり、どういった障がい種別の方が通っていらっしゃるのかということに記載しております。また、各事業所の契約人数、受入可能な障がい種別、実際の利用者数、何曜日に何人ぐらい利用しているということや、エレベータの有無、車椅子対応の可否といった事業所の物理的な状況についても記載しております。

【黒川委員】 ６月の調査は、今集計している最中ということで良いでしょうか。

【事務局】 はい。

【木全会長】 これは出来上がったら、ということです。自立支援協議会が行ったのではなく、行政の調査になるのですね。

【事務局】 自立支援協議会の運営会議の調査として実施しております。

【木全会長】 集計後、分析も含めて当協議会にご報告いただく形になりますが、よろしいでしょうか。

【黒川委員】 はい、分かりました。

【木全会長】 その他、ご意見等ございますか。

【志村委員】 「２ 障がい児の支援」「④障がい福祉教育の充実」「交流学习などの推進」について、「予定です」という未来表現になってはいますが、春日井市内で平成31年度から瀬戸特別支援学校に行かなければならない子達があり、その保護者から

不安が寄せられています。ですので、準備をしていただきたいという意味で瀬戸特別支援学校も是非加えていただきたいです。

【事務局】 教育委員会に確認しましたところ、特別支援学校側からご提案をいただいたものは全て受け入れをして交流をするということで聞いておりますので、今後については瀬戸特別支援学校側からご提案があれば受け入れるというように存じています。こういうご意見がありましたということは、教育委員会の担当職員に伝えておきたいと思います。

【志村委員】 春日井市には、春日井市在住なのに瀬戸市の学校に行かなければならない子供がいるという事実を知っておいていただいて、準備をしていただくということで良いです。学校内では引継ぎは行われていると思いますが、保護者としては学校後の放課後等デイサービスや、災害時はどうしようといった、とても多くの不安・悩みがありますので、このことに限らず、今後を考えていただきたいと思います。

【事務局】 分かりました、これに限らず十分なケアをして欲しいということをお伝えおきます。

【木全会長】 他、みなさんよろしいでしょうか。

【黒川委員】 冒頭に会長からお話のありました、雇用水増し問題の補足をお願いします。今朝の時点で3,800名ほどの規模に達するのではないかという報道がされております。春日井市の状況について、端的にご説明いただきたいと思います。

【事務局】 春日井市の人事課に確認したところ、現在の雇用率は2.51%です。確認方法としましては、市職員全員に呼びかけをし、障がい者手帳を持っている職員は任意で写しの提出を求める格好です。手帳の写しで確認を取っておりますので、報道にあるような類のものは、春日井市の場合には存在しないということ、自信を持ってお伝えできます。

【木全会長】 春日井市の場合は、ダブルカウントはしているのでしょうか。

【事務局】 障がいの重い方につきましては、計算のルールに基づいて2名分計上すると聞いております。

【黒川委員】 分かりました。

【木全会長】 他、よろしいでしょうか。

【岩谷委員】 まず1つ目に、「2 障がい児の支援」「①障がい児支援の充実」「キ 児童発達支援センターを拠点とした支援体制づくりの推進」の進捗状況について、「地域自立支援協議会において、児童発達支援センターを中心とした支援体制について子ども部会としての意見を報告しました」とあり、こちらの内容を簡潔に教えていただきたいです。こちらの意見をどのようにセンターの拠点としての支援体制に反映させていくのかということをお教えいただきたいです。

2つ目に、「5 雇用・就業、経済的自立の支援」「①障がい者雇用の促進」「ア 雇用や就労の促進」について、自立支援協議会のはたらく部会が平成29年度で無くなり、自主的な組織として就労系事業所連絡会を立ち上げたとあります。目標や施策を推進していくにあたって、雇用の向上が狙いであると思われませんが、具体的な経緯をお教えいただきたいと思います。

【事務局】 今のご質問につきましては、自立支援協議会での報告の内容ということでしたので、その点につきましてご説明いたします。まず、平成30年7月に第1回自立支援協議会を開催し、その中で子ども部会として児童発達支援センターを中心とした体制づくりについての検討内容を報告いたしました。内容としましては、

今まで子ども部会の方で、行政につきましては子ども政策課、保育課、学校教育課といった様々な課とヒアリングを行って意見交換をしてきました。また、障がい児通所支援の事業所におきましては、児童発達支援センターについてということで意見交換をしておりました。その結果、児童発達支援センターとして春日井市にあると良いと思われる体制について子ども部会で検討し、まとめたものを前回の自立支援協議会の中で報告いたしました。結果としまして、まず児童発達支援センターというものは、児童発達支援、保育所等訪問事業、相談支援といった、障がい児通所支援といわれる事業を行うことで、まず保育所等の機関を通して児童を、相談支援を通して児童の保護者の支援をするというのが大きなコンセプトとしてあるかと思えます。それに加えて、障がい福祉事業所への支援を行うことによって、障がい児を取り巻く全ての環境に対して支援を行っていく存在になるという位置付けをしております。また、保育所等の事業に限らず、行政や医療機関との連携ということも考えた存在に今後なれば、障がい児を取り巻く地域全てに関与する支援を行うというような存在になるのではないかとということで報告いたしました。

続いて、就労系事業所連絡会について、はたらく部会につきましては、3月のはたらく部会の定例会の中で、部会員に部会として取り組むべき課題を考えていただいた中で、今まで取り組んできた事業所ガイドブック作成、優先調達の検討、事業所間交流会の実施、といったものは継続して行いたいという意見があったものの、その他新しく部会で取り組むべき課題については提案が無かったという経緯があり、また今までの取り組みに一定の成果が見えてきたこともあったため、部会という形は終結いたしました。それに伴い、先述の事業については継続する必要があると判断し、事業所の自主的な組織として事業所連絡会を立ち上げ、はたらく部会の部会員の方が構成員となり運営しております。今年度の活動としましては、8月に事業所から平成30年度の優先調達の実施報告、活動報告をいただいたほか、平成31年度の優先調達についても御案内をしております。また、市が企業から得た、施設外就労や内職といった情報の共有をしており、そういったことが工賃向上に繋がっていくのではないかと現在考えております。

【岩谷委員】 はたらく部会が無くなったことで、就労系の事業所で困難事例が出てきた場合に自立支援協議会で協議がなされると思っていたので不安がありますが、要望が無かったということなので、うまく解決されているのかなと思います。

【木全会長】 ここまででその他、よろしいでしょうか。

では、私の方から医療的ケア児について質問をさせていただきます。第3回目というのは、自立支援協議会が協議会になって第3回目ということでよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【木全会長】 1つは、11月に愛知県の医療的ケア児の研修がありますよね。県の方から、保健師さんと、相談支援の方に加算が付くので、相談支援と2名きちんと人を出して欲しいということがあったと思うのですが、春日井市ではきちんと保健師と相談支援の方で医療的ケアを担当していて加算が付く立場にある人と両方いらっしゃいますか。

【事務局】 医療的ケアのコーディネーター養成研修の申し込みについて説明をいたしますと、県の方からは基幹相談支援センターや市の委託の相談支援事業所をはじ

めとして医療的ケアに関わったことがある方ということで、市が今後コーディネーターになっていただくようお願いすると思われる方を研修の方には参加させてくださいという要望をいただいておりますので、春日井市としましては、そういったサービスのコーディネーターをしていくということも踏まえ、委託の相談支援センターの方から申し込みをしている状況です。

【木全会長】 ちゃんと複数出すということですか。

【事務局】 はい。

【木全会長】 それは良かった。それからもう1つ、知多では、実態を掴むためシートを作って調査を始めています。大人を含めると膨大な数になるので、子どもを対象に、どういった医療的ケアを必要とする方が、各市町に何人ぐらいどういう形で居て、どこが不十分で、といった点を調べているのですが、春日井市において実態は掴んでいらっしゃいますか。医療的ケアは、色々な方が色々な形でサービスを利用されていると思います。出来れば、重度障がいの方の事例だけでも実態を掴みつつ協議会を開催していただければと思っております。

【水野委員】 8月24日に市町村の課長職を対象とした県保健所健康支援課主催の会議がありまして、その中で医療的ケア児についての報告がありました。記憶が曖昧で認識間違いがあるかもしれませんが、県障害福祉課の担当がおっしゃるには、議論を先に進めるために県も実態調査を検討しているとのことでした。知多半島は今年度に行うのですね。

【木全会長】 県の調査を待っていたら掴めないので、先行して実施します。

【水野委員】 春日井市はどのようにしていくのでしょうか。

【木全会長】 協議会だけ作ってもしょうがないので、調査をしながら、事例を集めながら、ということになります。その他ご意見等ありますでしょうか。

【河野委員】 色々なところで「質と量」という言葉が相変わらず出てきます。「量」については自立支援協議会の中で色々調査をするということで確認出来ているということが分かってきました。「質」についても調査をしており、「1 生活支援」「②地域生活支援事業の充実」「イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴の事業の拡大や受け入れ体制の充実」において「地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。」と書かれていますが、「質」についてはどのように調査・確認をされているのかがずっと前からの課題であると思います。これについてどのようにお考えでしょうか。

2つ目に、同じところの平成30年度進捗状況で「地域生活支援センター利用対象者の要件を含め地域生活支援事業について見直しを行います」とありますが、どのように改めていかれるのかということ、どのような事を加えていこうとされているのかということをお聞きしたいです。

3つ目に、「質と量」について、事業所の交流会がありますが、サービス利用者の意見はどのように吸い上げられ、どういうところに反映されているのか。当事者の意見が実態調査としてどのように上がってきているのかということを知りたいです。

最後に、災害のところで「聴覚障がい者支援セットを作成」されたところなのですが、実物をどこかで見せていただけませんかでしょうか。例えば、知的障がいの方にとってイラストが沢山あると分かりやすく、防災に関する集会等で活用することが出来るかもしれません。避難所防災倉庫に設置したら、私たちは災害時まで見られなくなりますので、予備知識としても見せていただきたいです。

【木全会長】 調査を自立支援協議会がするという事について、どうしたら質も含めた調査を行政も一緒に含めながらできるかということ、これは行政説明ではないかもしれないので、議論しながら考えていくことになると思いますが、もしご意見があればということですかね。後は、対象者の要件等についてはご説明できるかどうかでお願いします。

【事務局】 今ご質問いただきました、「地域活動支援センターの利用対象者の要件を含めて、地域生活支援事業について見直しを行います」という進捗についてご説明いたします。これにつきましては河野委員がおっしゃるとおりで、地域生活支援事業について、対象者の要件、今ある要件を含めて今年度見直しを実施することを考えているというものになります。

聴覚障がい者支援セットにつきましては、障がい福祉課にコミュニケーションボードがございますので、お越しいただければお見せすることは出来ます。もし、そういう意見も多いのであれば、今後ホームページで公開する等の方法も検討したいと思います。

【木全会長】 写真を撮影してホームページに掲載するのはいかがですか。利用対象者の要件について、春日井市の地域活動支援事業というのは何型になりますか。

【事務局】 春日井市で現在設置されているのは基礎型となりまして、強化型は設置されておりません。要件としましては、それぞれ身体、知的、精神の手帳所持者ということになりますので、そのあたりを含めて検討していきたいと思っています。

【木全会長】 手帳所持者が要件になっているのですね。手帳が無くても、地域活動支援事業は精神をはじめとして当たり前のように利用可能な所があるので珍しいですね。それを見直したいというのは、とても真つ当なことだと思います。

【事務局】 以前から要望やご意見をいただいております、毎年見直しを行っているのですが、今年もそれを含めて検討していきたいと思っています。

【木全会長】 はい、よろしく申し上げます。他に無ければ、重点項目はとても大切ですので、またご意見をいただければと思います。

<議題（2） 重点目標について>

【木全会長】 それでは次に、議題2の重点目標のご説明をよろしく申し上げます。

【事務局】 （議題（2）重点目標のうち「ア 相談支援体制の充実」について、資料3に基づき説明）

【木全会長】 この件についてご質問やご意見はありますか。

【岩谷委員】 計画相談の事業所が少ないという現状はなかなかすぐには対処出来ないことだとは思いますが、新規に立ち上がった事業所の情報がタイムリーに利用者に入っていないという現状について伺いたいです。市ホームページはなかなか更新されず、事業所一覧では新着情報を確認するのが難しいです。他のサービスにも共通して言えることですが、障がい福祉課に行けば分かるものの、なかなか市役所まで出向けないという声が何件もあり、その事業所の情報だけでもタイムリーに教えていただけないかということのを常々思っております。

【木全会長】 今どうなっているのかということですね。

【事務局】 現状として、相談支援事業所の方では連携部会を通しまして事業所の情報を広く周知する必要があるだろうということで、相談支援事業所のガイドブックと

いうのを作成しております。これにつきましてはホームページで公開予定となっておりますので、そちらは新しい事業所が出来ましたら随時更新をかけていけたら良いかと思っております。また、ガイドブックをはじめとしてそういった情報を郵送でお送りすることも当然行っておりますので、個別に障がい福祉課へ要望いただければお送りする予定をしております。

【木全会長】 サービスの利用を希望する場合、基本的には市の窓口までお越しいただくなくても大丈夫ということですね。でも、基幹も市の窓口もそうですけど、計画は作ってくださいとは言えても、この事業所で作ってくださいと言えないと思います。一覧をお渡しして、お近くの所とか、出来るだけ自分の特性等と合っている所をお選び下さいとアドバイスされるのですか。

【事務局】 そうですね。行政の方から事業所を指定するのは出来かねるので、見つけられなくて困っているという相談については、基幹相談支援センターが窓口となっております。

【木全会長】 基幹相談支援センター側はどうですか。

【望月オブザーバー】 基幹相談支援センターの望月です。計画相談については、8月から義務化された方がほぼ対象になりますが、多くの方が「市の方から案内通知が送られてきたが、どうしたら良いのか分からない」「事業所を2～3ほど自分で探してみたら良いけれども、定員等の都合で受け入れてもらえずどこも書いてもらえなかった」という形で、基幹相談支援センターにご相談いただくことで、空きのある事業所や、ご本人が書いてもらいたい計画相談とマッチングする事業所の紹介を行い、後は直接契約をしていただくという流れの体制が、今稼動しつつあります。また、計画相談が義務化されている方は限定的なので、「計画が義務化になったが辿りつけない」という方はほとんどいらっしゃいません。逆に「新規相談とかで計画を書いてもらいたいが辿り着けなかった」という方や、事業所から「こういう相談があったが、うちでは書けないので別の事業所を見つけてもらえないか」という依頼で我々が動くという形で管理を行っております。大体今、14～15件ほどご相談があり、マッチングさせていただいております。以上です。

【木全会長】 指定事業所の方は、加算をはじめとした色々なことを理解した上で動いているのでしょうか。

【事務局】 自立支援協議会において、全ての相談員に参加いただく相談支援連携部会があり、6月の部会において、平成30年度の報酬体系の変更内容について障がい福祉課から説明をしております。

【木全会長】 アドバイザーとして、議論も含めてこの件について何かございますか。

【綱川オブザーバー】 計画相談については、春日井市は後発でやっていくところです。他の市町の状況を見ると、決して楽に計画相談率100%を達成出来たというわけではなくて、かなり苦勞をして達成したという現状です。従って、事業所とご本人ご家族だけに任せて何とかなるというものではないので、皆さんそれぞれの立場から色々ご協力していただけると支えになるのかなというように思います。以上です。

【木全会長】 ということですが、計画100%以外のことも含めて相談支援の体制の充実というのは、春日井市にとってとても大切なことで、委託の在り方も含めて、きちんとこの3年間の中でこの計画を受け止めながら体制整備をしていくことになるので、それぞれの立場で改善点をお話いただきながら、具体的には自立支援協議会という場で、具体的施策になってきた場合は障がい者施策推進協議会で、そ

れぞれ議論しながら相談支援体制を作っていかなければいけないと思いますのでよろしくをお願いします。

さて、他の重点目標についてはどのように進めていきましょうか。

【事務局】 (議題(2)重点目標のうち「イ 障がい児支援の充実」「ウ 障がいに対する理解の促進」について、資料4及び5に基づき説明)

【木全会長】 ありがとうございます。意思決定支援や虐待について、今年度は児童も含めて増えておりますけれども、後は当たり前前に広報が行われれば行われるほど通報は増えてきます。見つかった時の体制と相談支援も含めて、市が担うべきシェルターの役割や事業所との協力など、やりながら力を付けていくしかないと思うのですが、件数がとても多くて大変だということも含めて報告いただきました。ところで、意思決定支援ガイドラインの各論7ページの意思決定支援責任者というのは、誰がその人にとってというのは、指定相談の人が居ないというのが春日井市は多いから、サービス管理責任者も含めて、各事業所等にも徹底しないと、意思決定支援責任者を置きましたか、ということは徹底出来ないのでは、少し自立支援協議会等も含めて確認をお願いします。

でも、今問題なのは、意思決定支援責任者は誰ですか、とかサービスの利用計画に本人の意思はきちんと反映されていますか、ということを意図的に支援計画等々に入れないと恐らく上手くいかないだろうということです。ですので、次の意思決定支援会議をモニタリングする時に必ずチェックをするように意図的に心がけないといけないということと、意思決定支援会議に望まれるのは、例えば自立支援協議会の相談支援部会と重ねておいていただきながら、きちんとチェックしていただくことです。意図的にやらないと見過ごされてしまうので、まず事業所の方や保護者の方を含めて学習会を是非行っていただきたいです。実施の有無が加算や減額に関わるわけではないので厳しいかもしれませんが、こういうことをちゃんとしていくことが虐待や差別の減少につながると、私は結構本気で思っています。せっかくサービス利用計画を100%へという流れのなかで春日井市は進めていくので、是非その中に本人の意思決定も含めた形で100%になっていくと良いと思います。率直なご意見を、学校を含めて子どもたちに意見を聞くのも良いですね。綱川さん、言いたいことはありますか。

【綱川オブザーバー】 意思決定ガイドラインについては木全先生のおっしゃるとおりで、現場に生かしやすいしっかりしたものが出来ましたが、現時点では宙ぶらりんなものになっているのです。事業所としては、やらなくても収益に関して言えば何もかかってこないこともあったりするので、勿体無いというように感じています。では、具体的にどうしたら良いかということについては私も思い浮かばないのですが、もしかしたらこの意思決定ガイドラインが出来たことをご存知でない支援者の方もいらっしゃるかもしれないので、まずは周知を行っていく必要があるのではないかと思います。

【木全会長】 私からのお願いですが、何とか工夫をして「意思決定をさせていないことは差別である」といった位置付けをして周知していただきたいと思います。

【河野委員】 虐待の報告について伺います。昨年度ですと通報13件のうち7件が認定され、その全てが擁護者による知的障がい者への虐待ということでしたが、この方たちはその後どのように暮らしていくのかという点がとても気になるところです。どのように対応されたのか、簡単に流れを説明していただきたいです。

- 【事務局】** 資料を用意していないので記憶に基づいた報告になるのですが、例えば、知的障がいのある18歳の方の事例です。父親が、子どもへの愛着はあるものの手当を必ずしも子どものために遣っておらず、また、言う事を聞かないため手をあげることもあったとのことで通報を受けました。市職員が事実確認を行い、虐待として認定すべき案件だろうということが確認出来ました。身体への虐待もありましたので隔離を優先すべく施設に依頼して措置をいたしました。本人と話をする中で、年齢的には児童福祉法に基づく措置がなかなか続けられないという状況もありましたので、様々な方策を考え、最終的には成年後見制度を利用し成年後見人が通帳の管理を行い、ご本人の契約による施設入所に切り替えた事例がありました。
- 【木全会長】** 自立支援協議会の相談部会ではちゃんとケース検討をしてもらえるのですか。丁寧にやると時間がかかってしまいますが、知多の方で対応シートを作成したので、もし良かったら使用してください。他、よろしいでしょうか。
- 【戸田委員】** 少し前の部分に戻りますが、医療的ケア児の支援のところでもう一度確認をさせてください。県の方から調査が出て、春日井市もそれをしっかりしていただけるということをお聞きしました。以前、当事者団体のところでお聞きした時にもなかなか分からないというところで、父母の会の会員で医療的ケアがある方は分かるのですが、なかなか医療的ケアの方が父母の会に入ってこられるのは、学校に入ってお友達の繋がりから入ってこられるぐらいしかないもので、こちらで医療的ケアの方の数を把握するのは難しいです。保健所では、出生時に医療的ケア児を把握していると市から伺っていますが、春日井市には何名いるかが分かるとのことですよね。
- 【木全会長】** 市の保健所で対象者数は把握しています。
- 【戸田委員】** また、医療的ケア児の方は、幼少期は福祉のことはあまり関係なくて医療の方が一番なので在宅でいらっしゃると思うのですが、そういう方々の協議の場を設置するというので、春日井市の場合は平成31年3月の自立支援協議会の場において協議をするというようにお聞きしました。ただ、どのような事を協議するのでしょうか。現在父母の会に入っている医療的ケア児の親御さん達に今何か困っているかと聞いたところ、特に無いということでした。私としても協議はしたいと思うものの、どういう事が協議されるのかが分かりにくく、他の場での実例等が分かりましたらお聞きしたいです。
- 【木全会長】** とりあえずは協議の場から全体会につなげていくという形です。本当はそれまでに具体的なケースも挙げながら第1回目を行うべきですが、他のところは子ども部会に医療的ケア児を置いている所が多く、子ども部会の中に医療的ケア関係の特別部会を設置するところもあります。知多の5市5町はほとんど子ども部会に置いてもらいました。知多圏域の中に子ども部会を新設し、精神は元々あったので、そこで当面重点的に医療的ケア児のことを圏域の中で検討していくということで準備会を立ち上げ、平成30年10月の圏域会本会議で子ども部会は医療的ケア児を中心に行っていきます。また、子ども部会の構成員は、当事者のお母さんや放課後等デイサービスの職員で、知多の場合は小児NICUの看護師にも参加いただいています。
- 【戸田委員】** ありがとうございます。今お聞きしまして、子ども部会の中というのが何か納得出来ました。実践状態の中でということ、保険医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が、というようになっておりまして、現実に医療的ケア児の状況は

今参加していただいている協議会の委員さんにはどれだけ分かっていただけるかなというのがあります。中々分かっていただけない委員さんの下での協議というのが、少し何となく、医療的ケア児に近い父母の会の会員としましては少し残念というか、より子ども部会に近いところでスタートしていただきたいかったというのが正直なところ。春日井市は大きな括りの中でということで、今以上に委員が増えるとも思えないものですから、木全先生がおっしゃられたような詳しい方々の意見を考慮する等、きちんとやっていただきたいという思いですのでよろしくお願いします。

【木全会長】 呼べば良いと思います。医療的ケアを行っている放課後等デイサービスの代表の方にお越しいただいて、市町の担当者も含めて皆でスライドを用いた学習会を行うとか、医療的ケア児を抱えて困っているお母さんと本人にお越しいただいて実際に話を聞くというところからやらないと、分からないと思うのです。例えば、夜全然寝られなくて寝不足の中でやっていますとか、そういうところですね。ですから、自立支援協議会の中でもそういう学習からやっていけば意味があると思います。

【戸田委員】 それからも一つだけすみません、重症心身障害児というと大人も入るのですが、ここでいう医療的ケア児は、あくまで18歳までのお子さんを対象とする協議の場ということで考えるのですか。

【木全会長】 はい。

【戸田委員】 分かりました、ありがとうございます。

【綱川オブザーバー】 医療的ケア児の協議の場についてですが、先ほど木全先生から知多圏域についての話がありましたが、尾張北部圏域の状況をお話ししたいと思います。尾張北部圏域の状況としましては、正直なところ、協議の場として会議を実施した市町は残念ながら今のところ無いです。ただそれは決して怠慢ではなく、戸田委員がおっしゃるように協議の場で「とりあえず、やらなければいけないからやる」とすると、ともすると、当事者と行政・事業所との溝が深まるだけだとか、結局話し合ってたって会議のための会議で何も決まらなかったじゃないか、といったところが考えられるので、有意義なものになるように慎重に検討しているところ。です。

【木全会長】 よろしいですかね。だんだん時間が迫ってまいりましたので、次の議題に進みたいと思います。

<議題（3） その他の課題について>

【木全会長】 それでは、地域生活支援拠点の整備について、ご報告をお願いします。

【事務局】 （議題（3）その他の課題のうち「ア 地域生活支援拠点の整備について」、資料6に基づき説明）

【木全会長】 本当は平成29年4月から実施しなければならないものが、実質は4年延びるものになります。要綱作りを含め、平成32年度までに行うものとなりますが、とりあえずは開始時の方向性についてのご意見やご要望をお聞かせいただければと思います。

【黒川委員】 「4 検討の実施状況」について2点伺います。1つ目ですが、昨年度の協議会の中で、地域生活支援拠点の検討については、当事者も含めて実施していき

いという内容が議事録にあるのですが、検討会については4機関で実施されています。当事者の声無くして関係者の考えで進められてしまうのかという思いがあり、また愛知県の別の部会についてはこちらから委員を出させてもらっています。ですので、是非とも当事者団体として検討会に参加したく思います。

2つ目としては、その結果について「5 検討内容」というのがありますが、「相談」中の医療機関の意見の3つ目に「夜間の相談は、本人からは必要とされているが、適切な時間帯での利用まで待つための気持ちの切り替え等対処法を本人が習得する必要性の方が重要である」とあります。これは、次頁の「緊急」の項目の内容と極めて関連が高く、目に見える障がいの場合にはこのような対処法も支援者が出来ると思うのですが、精神の場合には、誰でも出来るような物事が出来ないという特性があります。ですので、待っている間に自傷事故等が起こります。従って、ヒアリング時にもその相談を受けて欲しいと申し上げましたが、医療機関が未だこのような判断をし、しかもヒアリング結果に「医療機関の意見」ということで出されており、これは非常に重みがあると思います。待つことが出来るのは、健常者か、精神で言うところの「寛解の状態」にあたり、その状態では最早相談は必要無いのですよ。彼らはその前の状態で苦しんでおる訳です。つまり、こういうようなことが展開されていきますと、せっかくここで生活支援拠点をやっていただくのに、病院からの退院促進や移行支援等についても是非強力に推進して欲しいと思うのですが、まだ色々な課題が残っており、解決していく必要があります。そういうことは、精神の当事者団体として、意見を協議会、連絡会、委員会の中で話をしないと、従来と同じように精神の分野だけが取り残され、結果として退院促進も阻害されてしまうのではないかと思います。以上、検討会議を傍聴した結果を申し上げておりますが、それに対する見解をお聞かせいただきたいです。

【事務局】 地域生活支援拠点の整備の在り方については、「4 検討の実施状況」にありますように、春日井保健所こころの健康推進グループの方と協議をしまして、尾張北部圏域地域アドバイザー、基幹相談支援センターしゃきょうと市障がい福祉課で検討会を行っております。それに加えて当事者の意見を聞く必要があるということでヒアリングは実施してございまして、またこちらの地域生活支援拠点における精神の方の地域移行というのも多分に国が示すところではありましたので、医療機関としまして東春病院や東尾張病院の相談員の方と意見交換をした結果となっております。それで、当事者の意見を反映させるということにつきましては、今現在の進捗状況といたしまして、自立支援協議会の運営会議の中で、今後運用を考えるにあたって、どういう方たちと協議をしていく必要があるかということを検討していくという段階に入っておりますので、その際には当然当事者の方の意見というのを聞けるというのは、こちらとしても十分想定はしております。

【黒川委員】 ヒアリングをして意見を聞くだけというようなイメージでおられるのですか。それとも、この第4次春日井市障がい者総合福祉計画期間の最終年度までに何かを行うのですか。

【事務局】 今の段階では、どういう形の意見を聴取するかということについても具体的な話がなされていない状況です。当然当事者の方の意見は参考にさせていただくということで、当事者の方も交えてということは考えておりますが、その形態については未定な状態です。

【黒川委員】 分かりました。また場所を変えてお話ししたいと思います。

【木全会長】 これは非常に大事なところですよ。重度心身障がいの方、軽度の知的障がいや行動障がいの方、精神障がいの方、医療的ケアの方、障がい内容・程度は様々で、子どもから大人までいらっしゃいます。「緊急」もそれぞれ色々な状況がありますので、その時に受け止める相談を含めて、どのようなかたちで地域拠点の仕組みを構築するかというところは丁寧にやっていかないと、作ったものの上手く機能しないということが起こると思うのです。そのためにも、当事者と一緒で作って行って、逆に当事者の方の協力を得ないといけなくなるのです。例えば、24時間電話相談を開始する場合、市民に認知されると少し不安定な精神障がいの方も含めてすぐにその電話回線が埋まります。そうすると、緊急で相談をしたい方が電話をかけても繋がらないということが容易に想像出来ます。そこで、精神障がいの当事者で、少し時間とゆとりもあるし話を聞くのが好きな方たちに電話相談の窓口の受付を依頼します。簡単な相談はそちらで対応してもらって、緊急の案件であれば緊急の窓口へ繋ぐ、といった仕組みを当事者と一緒で作ると一定の効果が期待されます。より良い生活支援拠点のかたちは当事者と一緒にはか作れないと思うので、その工夫が必要となります。これは結構大変なことで、知多圏域のある町では、法人に結構なお金を払って24時間の相談受付をしたりしていますけど、5市5町はきちんと要綱を作って、緊急なときに社会福祉法人が受けたら1件いくらで5日間の電話は全て受け止めますというように作って、去年の4月から動いているのです。それでも、課題や改善点は沢山出てきています。

従来から役所には一応24時間受付があって、課長なり担当者なりに急な連絡は行くようになっていて、それを受けたら普段繋がる相談の人とも連絡をとりつつ緊急に対応されてきたと思います。これは、それを少し枠でやる形、目に見える形にしましょうという国の仕組みづくりで、この仕組みが無いと一番困るのは役所だと思います。幸い、皆さんの意見等々を聞きながら3年間かけてやれるということがあります。学校にしても、急に親御さんが倒れたら学校だけで対応出来ませんよね。そうすると、もちろん学校の中でもしていただければならないことは出てきますが、地域の中で受け止めていくということになっていくと思います。そのようなことも含めて、もう時間ですから、また次回にということをお願いできればと思います。では、アドバイザーの方から全体を通して発言をお願いします。

【綱川オブザーバー】 私からは一つだけお話しさせてください。今日何度も話題に出ました医療的ケア児支援について、協議の場を設けるといのが法改正によりスタートしようとしているわけですが、その法は障害者総合支援法ではなく、児童福祉法の一部改正によるものとなっています。これは重要なことだと考えておまして、「医療的ケアの必要がある、だから検討しよう」ではなく、「全ての子どもが健やかに成長する」という目的の中で「その中で特別のニーズがある子の対応の仕方を検討しよう」ということになっております。今後、医療的ケア児支援の協議についての報告が協議会で上がってくるとは思いますが、その際には、先ほどのような視点で考えていただくと、色々なご意見が出てくるのではないかなと思います。

【木全会長】 学校の先生も、医療的ケア児を認めなければいけないので、そんなことも含めて協議の場に参加できればと思います。副会長から何かありますか。

【田代副会長】全体を通じて進捗状況について検討しなければならないところがあって、それらは自立支援協議会に持ち帰らせていただいて、質的な調査をどうしていくのかというところは協議会の方でも、部会の再編を含めて考えているところです。先般の運営会議でもありました医療的ケア児の協議の場も、しっかりとした指針が無い中で、木全先生が言われたとおり、知ってもらおうという意味で、色々な方を呼んで実態を知らせていかなければいけないという同様の意見が出ておりますので、温めながら、第3回目の定例会議で実践が出来るように、持ち帰らせていただきたいと思いました。

【木全会長】 そのこのところは、一体的に障がい者施策を進めていかなければいけないので、障がい者施策推進協議会と自立支援協議会が絶えず交流しながら進めていきたいと思います。では、少し時間が過ぎてしまいましたので、これで終わりにしたいと思います。

【事務局】 時間を過ぎてしまい申し訳ありません。春日井市障がい者総合福祉計画は3年の計画でまだ始まったばかりではありますけれども、またあつという間に3年が経ってしまいますので、皆様に御協力いただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

上記のとおり、平成30年度第1回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

平成31年1月28日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広